

# 当院の指定医療および施設基準

当院は厚生労働大臣が定める基準により、下記の事項を鹿児島県、九州厚生局に届出、許可を受けた病院です。

【令和7年10月1日現在】

医療指定	保険医療機関
	労災保険指定医療機関
	生活保護法指定医療機関
	障害者自立支援法（精神通院医療）指定医療機関
	特定疾患治療研究事業（難病）指定医療機関

施設基準認定	
	《基本診療料》
	療養病棟入院基本料 1 療養病棟療養環境改善 1 夜間看護加算
	地域包括ケア入院医療管理料 1 看護補助配置加算
	診療録管理体制加算 3 データ提出加算 2・4 認知症ケア加算 3
	入退院支援加算 1 入院時支援加算有 後発医薬品使用体制加算 1
	二次性骨折予防継続管理料 1・2・3 機能強化加算 医療 DX 加算
	《特掲診療料》
	脳血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）
	運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
	麻酔管理料（Ⅰ） 在宅支援病院（支援病3）
	神経学的検査 がん治療連携指導料
	小児運動器疾患指導管理料
	CT 撮影（16列以上 64列未満マルチスライスCT）
	《食事療養》
	入院時食事療養（Ⅰ）（適時適温）
	《特定療養》
	特別の療養環境の提供の実施